

審 議 結 果 速 報

(令和4年3月24日)

陳情4年商工労働第5号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－5 (R4.02.16)	商 工 労 働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について	不 採 択 (R4.03.24)
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

新型コロナウイルスの感染拡大から3年目を迎えているが、新たな変異株の猛威により、いまだ終息が見えない状況である。厳しい日本経済に新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけ、中小零細企業を中心に大きな打撃を受けている。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用で働く労働者である。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきた。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめた。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がった。コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要がある。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要である。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクで分けられ、地域別最低賃金の2021年の改定ですべてのランクで28円引き上げの目安が出され、各地方での審議の結果、最も高い東京は時給1,041円、本県は821円、最低の県は820円で、相変わらず221円もの格差がある。これでは毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難である。

地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊している。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げるとは、地域経済を守るための経済対策だと考える。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円以上必要との結果が出されている。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしている。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれては、国に対して意見書を提出するよう陳情する。

▶提 出 者

鳥取県労働組合総連合

▶所管委員長報告（R4. 03. 24本会議）会議録暫定版

国の中央最低賃金審議会は、令和３年７月、「令和３年度の最低賃金の引き上げ額の目安を全都道府県で28円とする」との答申を行いました。

これを受けて、令和３年度の鳥取県最低賃金は、29円を上げた821円へ改正され、同年10月から雇用形態にかかわらず、県内の事業所で働く全ての労働者に対して適用されていること。

また、国の中小企業支援策については、生産性向上のための設備投資等に係る経費の一部を助成する業務改善助成金の内容を拡充するとともに、事業継続や雇用維持を支援していることから、不採択と決定しました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

商工労働部（雇用人材局雇用政策課）

【現 状】

1 最低賃金制度について

最低賃金法に基づき国が都道府県単位で賃金（時間額）の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

最低賃金は、都道府県労働局に置かれる地方最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果などの各種統計資料を参考にしながら、公益代表・労働者代表・使用者代表委員により審議される。審議会での審議後、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して、都道府県労働局長が決定する。

2 国等の動向

令和3年3月の経済財政諮問会議で、菅首相は「最低賃金をより早期に全国平均1,000円とすることを目指す」と表明した。同年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」においても、「我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に（新型コロナウイルス）感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。」とされた。

これらの政府の方針も踏まえて審議を行った国の中央最低賃金審議会は、令和3年7月16日、「令和3年度の最低賃金の引上げ額の目安を全都道府県で28円とする」と厚生労働大臣へ答申した。

令和3年6月から8月まで行われた鳥取県地方最低審議会では、セーフティーネットである最低賃金の底上げとの観点で労働者代表は30円の引上げを要求、コロナ禍での事業継続と雇用維持を優先すべきとして使用者代表は3円の引上げを主張、公益代表が29円の引上げを提案した。採決の結果、最低賃金が時間額となった平成14年以降の最高額である29円の引上げを鳥取労働局長へ答申した。

審議会の答申どおり、令和3年度の鳥取県最低賃金は、令和2年度の792円から29円引き上げた821円へ改正されることが令和3年9月6日に決定し、同年10月6日から適用された。

なお、鳥取県最低賃金は、業種や規模、正社員・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称に関わらず、県内の事業場で働く全ての労働者に対して適用される。

3 令和3年度の最低賃金（時間額）

- ・鳥取県 821円（他7県が同額）
- ・最 高 1,041円（東京都）
- ・最 低 820円（高知県・沖縄県）
- ・平 均 930円

令和2年度から令和3年度の引上額は、32円が1県（島根県）、30円が2県（秋田県・大分県）、29円が4県（鳥取県・青森県・山形県・佐賀県）、40都道府県が28円である。

4 国の主な中小企業・小規模事業者支援施策

令和3年度の全国での大幅な最低賃金の引上げに際し、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に係る経費の一部を助成する業務改善助成金の内容を拡充した。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で特に業況が厳しい中小企業を支援するため、令和4年1月には同助成金に特例コースを設置した。

また、令和3年度国補正予算において、コロナ禍における中小企業・小規模事業者の事業継続や雇用維持を支援するための関係予算を追加している。

（主な施策）

・事業復活支援金	2兆8,032億円
・雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援	1兆 854億円
・中小企業等事業再構築促進事業	6,123億円
・中小企業生産性革命推進事業	2,001億円

【県の取組状況】

令和3年度、県内の中小企業・小規模事業者に対して、新事業展開・多角化、生産性向上・技術革新、新たな成長等に向けた支援を行っている。

（令和3年度の主な施策）

・鳥取県産業成長応援補助金	1,001百万円（当初）
・県内企業多角化・新展開応援事業	400百万円（補正）
・新時代対応型事業展開支援補助金	300百万円（補正）
・地域活性化雇用創造プロジェクト事業	163百万円（当初）